Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
24	24	13	11	5	2	16	12	24	1	1	2	2	0	0	22	0	2	2	10	7	8	0	0	0	1	1	6	0	8	13	1	1
徳島県	徳島市	○	○		○	○	○	○							○				○						○	準要保護については希望者が学校を通じて就学援助申請書を提出する。要保護については希望者による申請書の提出は不要であり、学校長が要保護児童生徒名簿を教育委員会へ提出する。			○	○	○	
徳島県	鳴門市	○	○		○	○		○							○						○								○	○		
徳島県	小松島市	○	○			○	○	○							○				○								○			○		
徳島県	阿南市	○				○	○	○							○				○													
徳島県	吉野川市	○	○					○							○				○											○		
徳島県	阿波市	○	○				○	○							○				○								○					
徳島県	美馬市	○				○	○	○							○				○													
徳島県	三好市	○	○			○		○							○				○	○										○		
徳島県	勝浦町		○			○		○							○					○							○		○			
徳島県	上勝町							○							○						○								○	○		
徳島県	佐那河内村			○		○		○							○						○									○		
徳島県	石井町	○	○				○	○							○						○									○		
徳島県	神山町	○					○	○							○						○											
徳島県	那賀町		○	○		○		○		○					○				○											○		
徳島県	牟岐町			○		○		○			○	牟岐町教育委員会からの就学時健康診断の案内時に「就学援助費申請のお知らせ」を同封。			○					○							○		○			
徳島県	美波町					○		○							○					○												
徳島県	海陽町		○			○		○			○	前年度認定された保護者に個別に申請の案内を送付					○	毎年度申請締切を設定し、申請を受け付けるが、転入その他の特別な理由がある場合は、その都度申請を受け付けることもできる。			○											○
徳島県	松茂町	○	○				○	○	○						○					○									○	○		
徳島県	北島町			○		○	○	○							○					○									○	○		
徳島県	藍住町	○					○	○							○					○									○	○		
徳島県	板野町					○		○							○						○						○					
徳島県	上板町	○		○		○		○							○						○						○					
徳島県	つるぎ町					○	○	○							○				○													
徳島県	東みよし町						○	○									○	申請締切を5月末頃に設定し、その期間内の申請については年度当初から援助。それ以降の申請も随時受け付けるがその月によって各学期以降分から援助。	○										○		

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																							
		<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（ア）の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っていないが、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
24	24	21	0	2	1	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14	0	5	9	6	2	5	10	2	1	3	2	2	0	0	0	1	1	1	2
徳島県	徳島市	○							○										○			○			○														
徳島県	鳴門市	○							○											○					○														
徳島県	小松島市	○							○											○				○															
徳島県	阿南市	○							○											○		○	○				○												
徳島県	吉野川市	○							○											○		○	○																
徳島県	阿波市	○							○											○			○								○	入学通知書に案内を同封して配布							
徳島県	美馬市	○							○											○				○		○													
徳島県	三好市	○							○										○				○							○									
徳島県	勝浦町	○							○											○						○	○												
徳島県	上勝町			○																															○		○	中学校入学前支給を行わない（中学校入学前に他市町村へ転出する児童が多く、対応が難しい）から。
徳島県	佐那河内村			○																																○		村独自の入学祝い金支給の制度があるため。
徳島県	石井町	○							○											○		○	○				○	○											
徳島県	神山町				○																																		
徳島県	那賀町	○							○										○				○	○		○		○		○									
徳島県	牟岐町	○							○										○					○							○	牟岐町教育委員会からの就学時健康診断の案内時に「就学援助費申請のお知らせ」を同封。							
徳島県	美波町	○							○										○				○			○	○												
徳島県	海陽町	○							○											○			○				○												
徳島県	松茂町	○							○											○		○	○						○	○									
徳島県	北島町	○							○											○				○															
徳島県	藍住町	○							○											○							○												
徳島県	板野町	○							○										○							○	○												
徳島県	上板町	○							○											○				○			○												
徳島県	つるぎ町	○							○										○								○												
徳島県	東みよし町	○							○											○							○												

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに〇）						＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに〇をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、自治体の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
24	24	21	0	2	1	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	0	0	0	1	1	1	2	8	0	9	1	2	2	2	4
徳島県	徳島市	○							○										○									○							
徳島県	鳴門市	○							○											○								○							令和2年度に生活保護基準相当の1.2倍未満から1.3倍未満に拡充し、継続実施
徳島県	小松島市	○							○											○										○					
徳島県	阿南市	○							○											○								○							
徳島県	吉野川市	○							○											○										○					
徳島県	阿波市	○							○											○										○					
徳島県	美馬市	○							○											○														○	特に対応していない
徳島県	三好市	○							○										○											○					
徳島県	勝浦町	○							○											○												○			
徳島県	上勝町			○																				○		○	中学校入学前に他市町村へ転出する児童が多く、対応が難しい。	○							
徳島県	佐那河内村			○																					○		村独自の入学祝い金支給の制度があるため。	○							
徳島県	石井町	○							○											○										○					現状でも過年の申請を受け付けている。
徳島県	神山町				○																											○			
徳島県	那賀町	○							○										○														○		
徳島県	牟岐町	○							○										○											○					
徳島県	美波町	○							○											○										○					
徳島県	海陽町	○							○											○								○							
徳島県	松茂町	○							○											○								○							
徳島県	北島町	○							○											○										○					
徳島県	藍住町	○							○											○											○				
徳島県	板野町	○							○										○									○							
徳島県	上板町	○							○											○										○					
徳島県	つるぎ町	○							○										○														○		
徳島県	東みよし町	○							○											○														○	認定基準の未整備および現時点で整備の検討の予定なし

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)で手と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																										ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
24	24	12	12	11	11	11	13	5	2	9	10	3	3	7	8	10	2	9	0	7	21	0	7	0	0	4	8	2	0	2	0	0	8	8	
徳島県	徳島市															○					1.2						○						平成24	4	15%未満
徳島県	鳴門市																○				1.3						○						平成24	12	15%未満
徳島県	小松島市																	○			1.2														15%未満
徳島県	阿南市	○					○											○			1.3														20%未満
徳島県	吉野川市																	○			1.2														15%未満
徳島県	阿波市																			○			準要保護の認定に「特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準早見表」を利用												15%未満
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2		○以外の経済的な理由で生活が困難な世帯				○						平成30	9	20%未満
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		ソで、1.3倍以上1.5倍未満の経過期間の場合2年間に限り認定				○						平成30	10	20%未満
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○							○		○					1.3					○		○								15%未満
徳島県	上勝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					1.3					○		○								30%未満
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○					1.3						○						平成25	4	20%未満
徳島県	石井町															○					1.3						○						平成24	12	10%未満
徳島県	神山町																	○			1.3														20%未満
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		・失業対策事業適格者手帳を持っていること。 ・生活が困窮している。（所得額が基準額の1．3倍未満）		○					○					20%未満
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○		○	1.3		保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困窮と認める者。												20%未満
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					○			・準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用 ・保護者が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計が著しい変化を生じ、生活が困難と認める者												20%未満
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3														20%未満
徳島県	北島町																○				1.3						○						平成24	12	10%未満
徳島県	藍住町						○									○					1.3				○					○					15%未満
徳島県	板野町																	○			1.3														15%未満
徳島県	上板町															○					1.3						○						平成24	12	20%未満
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2														15%未満
徳島県	東みよし町		○																	○			住民税非課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にして、民生委員の意見書や医師の診断書等、家庭の状況を確認して教育委員会において判断する。												10%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額 1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1） 費目毎の援助額 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
24	24	24	0	0	4	4	4	21	21	0	0	24	0	0	3	3	3	22	22	0	0	6	6	6	0	0	0	0	0	0	4	24	8	8	14	14	14	1	1	1	0	17
徳島県	徳島市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0							修正なし	○			○	22,690	21,809				R3年度において通学費の支給実績は無し。
徳島県	鳴門市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	28,429								オンライン通信費は令和4年度から支給
徳島県	小松島市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	21,890				
徳島県	阿南市	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060	51,060					○	○	10,000								○	○	32,000								通学用品費は、2年生～6年生のみ支給対象となります。
徳島県	吉野川市	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	20,426				
徳島県	阿波市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0							修正なし	○			○	22,690	22,690				・支給平均額は令和4年度予算に計上した単価になります。 ・通学費は実績がありません。
徳島県	美馬市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690				医療費・学校給食費については、令和4年度予算に計上した単価を記入。
徳島県	三好市	○			○	11,630	10,933					○						○	54,060			○	○	0							修正なし	○			○	22,690	20,450				学校給食費：区域外就学の場合、支給（当市に住民票登録をしている場合は、給食費は無償化）。
徳島県	勝浦町	○						○	11,630			○						○	51,060													○						○	15,040			
徳島県	上勝町	○						○	11,630									○	54,060													○			○	24,000	19,000				・校外活動費（宿泊を伴わないもの）：費用の発生する活動がなかったため実績0円。 ・オンライン学習通信費：実績0円。 ・医療費：乳幼児等医療費制度で対応。 ・学校給食費：1・2年生49,500円、3～6年生53,350円。
徳島県	佐那河内村	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0							修正なし	○			○	22,690	22,690				通学費：通学定期の額×0.5 校外活動費（泊なし）：対象の行事なし クラブ活動費：支給対象事業なし 生徒会費：支給対象事業なし 医療費：支給対象なし
徳島県	石井町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,443				通学用品費について1年生は支給していない。 オンライン学習通信費について令和3年度は対象費目となっていたが実績なし。
徳島県	神山町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690				
徳島県	那賀町	○						○	11,420			○						○	50,050													○	○	25,704								学校給食費は、申請者には支給せず、給食費（年間50,050円）を徴収しない。
徳島県	牟岐町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	2,215								○	○	13,661								医療費について実績なし。
徳島県	美波町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	25,000	23,233				校外活動費は、宿泊を伴うもの、伴わないもの含めて一定額1,600円 修学旅行費、PTA会費、卒業アルバム費、学校給食費は令和3年度実績額の平均額。 医療費は令和4年度予算額。
徳島県	海陽町	○						○	11,630			○						○	54,060													○								○		「支給平均額」は令和4年度予算計上単価 PTA会費は学校毎に異なるため、平均額を記入 修学旅行費：実費の1／2を支給（予算計上単価：23,000円）
徳島県	松茂町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	29,774								校外活動費(宿泊を伴うものについては、令和4年度予算に計上した単価を記入。 医療費については、健康保険負担分を除いた自己負担額を接助。
徳島県	北島町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	30,000	29,270				
徳島県	藍住町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,268								
徳島県	板野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,000								コロナ感染拡大の影響により令和3年度は校外活動は未実施のため支給実績なし
徳島県	上板町	○			○	11,630	11,630	○	11,630			○			○	51,060	51,060	○	54,060													○	○	30,218								
徳島県	つるぎ町	○			○	11,640	11,640					○			○	51,110	51,110															○			○	21,580	21,580				通学用品費については、学用品費に含めているためその他に計上しました。
徳島県	東みよし町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690				校外活動費（宿泊を伴うもの）：令和3年度実績の実績無く、令和4年度も宿泊伴わず実施のため支給無。

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |